

## 平成26年第6回上里町議会定例会会議録第3号

平成26年9月5日(金曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第 35 号) 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 36 号) 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例  
の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 37 号) 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を  
改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第 38 号) 上里町健康づくり推進協議会条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第 39 号) 平成26年度上里町一般会計補正予算(第3号)  
について
- 日程第 12 (町長提出議案第 40 号) 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正  
予算(第1号)について
- 日程第 13 (町長提出議案第 41 号) 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算  
(第1号)について
- 日程第 14 (町長提出議案第 42 号) 平成26年度上里町水道事業会計補正予算(第1  
号)について
- 日程第 15 (町長提出議案第 43 号) 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算  
(第1号)について

出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡 壽君
5番 齊藤 崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井 實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋 仁君
13番 伊藤 裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	飯島雅利君
総合政策課長	片岡浩一君	税務課長	中島勇君
町民福祉課長	岸智敏君	健康保険課長	関口静君
高齢者いきいき課長	小暮秀夫君	まち整備環境課長	強矢賢君
産業振興課長	南雲定夫君	上下水道課長	須田孝史君
学校教育課長	谷木章二君	学校指導室長	浅見榮君
生涯学習課長	桑原正明君	郷土資料館長	桑原正明君

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 戸矢信男

開 議

午前9時0分開議

議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第35号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第7、町長提出議案第35号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第35号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第35号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴いまして、上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

それでは、一部改正の概要を御説明申し上げます。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、同法律を引用している本条例の一部を改正するものでございます。

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の題名が、特定配偶者を加えまして、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に変わったことによりまして、本条例においても法律との整合性を図るため、改正後の法律名に改めるものでございます。

続きまして、改正点について、条文の御説明を申し上げます。

改正条文の第3条は、医療費の支給対象者を規定しております。同条3項では、対象者から除かれるものとして、生活保護の受給者など第1号から第5号まで規定をされておまして、今回の改正部分がその一つでございます。

改正内容につきましては、第3条第3項第2号中、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものでございます。

施行期日につきましては、改正法律の施行日と合わせまして平成26年10月1日から施行いたします。

なお、中国残留邦人の関係でございますけれども、埼玉県に確認したところ、平成26年6月現在におきまして、支給給付を受けている中国残留邦人世帯は240世帯、人数は365人となっております。また、上里町においてはゼロ人ということでございます。

以上で、上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第35号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第36号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第8、町長提出議案第36号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第36号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例。

御提案申し上げました議案第36号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正を踏まえ、重度心身障害者の助成対象の見直し等のため所要の改正を行いたく、本案を提出するものでございます。

それでは、一部改正の概要を御説明申し上げます。

埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金要綱の一部改正を踏まえ、重度心身障害者の助成対象を見直すとともに、新たに重度心身障害者医療費の窓口支払いの廃止を可能とする改正や入院時の食事療養費の支給について、子どもを除き廃止いたしたく本案を提出するものでございます。

次に、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第2条については、重度心身障害者の定義を定めており、第2条第1項中に、今までは助成対象となっておりませんでした精神障害者保健福祉手帳の1級を所持している者を重度心身障害者として新たに第3号で追加するものでございます。

また、第3項については、一部負担金の控除から食費に関する利用者負担額を除いておりましたが、食事療養標準負担額を一部負担金から控除するものでございます。

次に、医療費支給対象者を規定している第3条の中で、同条第2項第3号についてですが、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が、その法律名が特定配偶者を加えまして、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と法律名が改正されることを受けての改正になります。

第4号の追加については、重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者を対象としない旨等の改正でございます。

第4条の医療費助成金についてですが、第1項で、一部負担金とあわせまして、子どもの満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの入院に係る入院時食事療養標準負担額を助成金の支給対象にすることを加えております。

また、新たに2つの項を追加いたしまして、第2項では、改正前と同じ税の申告を行わないこと等対象者の責めにより過分の自己負担があるときは支給対象としないと定めております。

第3項では、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた1級の障害を有する者が精神病床に入院したときは、第4条第1項で規定する助成金は支給しない旨を定め、ただし書きで、身体等

の障害をあわせて持つ者が入院した場合は、この限りではないとしております。

第8条では、第4項を新たに追加し、対象者が医療費の支払いを窓口払いではなく、現物支給として審査や支払いに関する事務を埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる旨を定めております。

次に、附則ですが、第1条で施行期日を平成27年4月1日と定めていますが、精神障害者保健福祉手帳を所持する1級の障害を有す等の第2条第1項第3号から第5号までの改正規定と年齢が65歳以上で新たに重度心身障害者になった者を対象外にする旨の第3条第2項第4号の改正規定、精神障害者保健福祉手帳を所持する1級の障害を有する者が入院したときは支給しない旨の第4条第3項の改正規定は、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正とあわせまして施行日を平成27年1月1日とし、第3条第2項第3号の改正規定は、新たに改正される法律の施行期日に合わせまして平成26年10月1日とするものでございます。

また、適用除外の第2条では、平成26年12月31日までに重度心身障害者であった者は、第3条第2項第4号の規定は適用しない。つまり今までどおり助成金を支給するとするものとしております。

以上で、重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重に御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 11番の沓澤です。

それでは、何点か質問させていただきます。

まず、1点目は、昨日全員協議会でも説明をしていただいたわけなんですけれども、精神障害手帳1級所持者の方が現在上里町に12名おられて、今回助成の対象となる方は5名ということでありました。7名の65歳以上の方は、後期高齢者広域連合の認定を受けた場合においては、助成の対象となるということでありましたけれども、これは本人の申請に基づいて町のほうから広域連合に申請を上げるということでしたが、今後、65歳以後に何らかの障害を持った場合においても、後期高齢者の本人1割負担の助成対象になるためには、こうした手続を踏まえる必要があるということなんでしょうか。また、そうであるならば、その助成は町と県によるものではなくて、後期高齢者医療連合の中での助成として無料になるのか。そこを確認したいと思います。

それと昨日の全員協議会で、食事代は平成25年度においては1,058万円ほどであったという報告でしたけれども、過去何年かにおいての変動をお尋ねしたいというふうに思います。

それと今回、県もですが、町も、これを見直す理由として、高齢化が進み、対象者が増えて支給額が非常に増えていくということを心配されているようでありますけれども、昨日質問しましたところ、昭和50年からこの事業が始まっていわゆる約40年間、その間にお亡くなりになった方もおられるし、新たに障害を発生された方もおられると思いますけれども、今現在65歳を過ぎて障害をお持ちになった方は274名ということであります。そうしますと今後非常に増加が見込まれるという、どの年度まで試算を行って、障害の発生する率、または高齢化率等を考えて行った試算をお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 沓澤議員の質問に対して御説明申し上げます。

先ほど65歳を過ぎて、後期高齢者医療に加入すれば1割分の負担が広域連合で助成されるかというふうな説明があったかと思いますが、昨日の全協の説明の内容が、65歳を過ぎて重度障害者になりますと後期高齢者医療制度のほうへ移行できるということです。そうしますと今まで3割負担であったものが1割負担に軽減される。1割負担の軽減は本人負担という形になります。

続きまして、食事代の関係でございます。食事代の関係については、平成25年度が1,058万4,000円支給しております。平成21年度が980万円程度、それから、22年度が840万円程度、23万円は830万円、それから、24年度が800万円程度という形で、大体800万円から900万円になっているんですけれども、今回1,000万円を超えたという状況でございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 岸 智敏君発言〕

町民福祉課長（岸 智敏君） 説明させていただきます。

今後の試算の見込みということでございますけれども、現在、今後を見ますと平成35年にはこの改正を行わないと約1億3,000万円ほどの増加が見込まれております。改正を行うことによりまして平成35年では約7,400万円ほどになりまして、その後増えていくというような状況でございます。平成33年頃が一番少ない数字となって、その後増加見込みとなっていくという状況でございます。

以上です。

議長（植原育雄君） 11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 再質問させていただきます。

昨日の説明でありますと、後期高齢者広域連合のほうに移行した場合に、本人の申請に基づいて町のほうから申請を上げていけば、精神障害手帳1級の方ですよ、12名中5名の方はそうした助成の対象になるという、だから今回、精神障害手帳1級の方は新たに助成の対象となるわけですけれども、12名中5名しか対象にならない。その残りの7名の方は65歳を過ぎているからですよということでしたけれども、そういう方法で後期高齢者医療連合のほうで認めればその対象になるというふうに説明されたように思っているんですけども、そういうことはないのかどうか。

今現在におきましても、後期広域連合で障害と認められた場合の方に関しては、助成の対象になっているのではないかと思うんです。この条文によりますと、町長が認めた場合においては可能なのかなと思ったりもするんですけども、心身障害者1級・2級または療育手帳、緑の手帳マルA、Aなどの方は重度ですよ。こういう方については、その申請の対象に値するのではないかと思うんですけども、そういう手続を踏まえることによって助成対象になっていくのかどうかをお聞きしたいと思います。

もう1点、試算の見込みで平成35年を迎えると1億3,000万円、しかし、今回改定をすることでそれが7,400万円に抑えることができるということでもあります。確かに1億3,000万円、すごい額だなというふうに思いますけれども、抑えることによって、医療費がかかっているにもかかわらず、重い障害を持った方が自己負担になっていく。町の会計の中でこれが支えられない予算というふうに見ていくのかどうか。

また、この試算の見込みの中に数字が出ているわけでありますので、人数的には平成35年、この枠を外さなかった場合、何人を見込んで試算されているのか。

それで食事代につきましてお聞きしましたところ、平成25年度はやはりちょっと増えていましてね。医療費助成についても24年度から25年度にかけては1,300万円ほど増加、その前の平成23、24年におきましては7,000万円台、7,300万であるとか、7,100万で推移しているんですね。たまたま平成25年度においては入院患者が多かったかなと、食事のところと合わせて感じるわけでありまして。そういう入院を余議なくされるということは必要な医療であるのではないかというふうに思うんですけども、この1億3,000万円、またそれが徐々にピークを迎えるのは何年で、何年を過ぎればまた下降、そこまで試算されたのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔 健康保険課長 関口 静君発言 〕

健康保険課長（関口 静君） 後期高齢者医療制度の関係で、昨日の説明でちょっと説明不足があったかと思えます。

重度医療費につきましては、各医療保険でかかった残りの一部負担金について町単独で、全ての県内の市町村で助成をしているところでございます。

後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の方が加入できる、そして本人負担も1割負担になるという形の中で、65歳を過ぎて障害認定を受けた方につきましては、障害認定を受けて65歳になった方も、それから、また65歳を過ぎてから障害認定になった方も、申請により後期高齢者医療制度へ加入できます。その場合については、今まで3割負担であったものが自己負担が1割になるという形で、その3割から1割に負担が軽減されるという意味で説明させていただきました。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 岸 智敏君発言〕

町民福祉課長（岸 智敏君） 試算の見込みということでございます。まず、どの位の人数ということで、人数につきましては今ここでちょっと数字がないわけですが、実際の伸びを、1人当たりの人数の伸びを計算いたしますと約2%位ずつ対象者が増えているという状況でございます。それによりまして医療費の額を試算して、計算して伸びを見込んでおります。それで先ほど言いましたように平成33年が、一番額が減額になりますけれども、その後伸びまして、平成37、38年には現在と同じ約8,000万円を超えていくだろうというふうに考えております。

以上です。

議長（植原育雄君） 11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 昨日の説明を私が聞き間違えたのかもしれないのですが、いわゆる65歳以上になったら、いや応なしに65歳以上になれば後期高齢者に区分されていくんだと思うんです。それで本人の負担が3割から1割に少なくなるから大丈夫だろうという説明でありますけれども、2025年、また過去5年くらいにおいて、医療費助成、平成22年は7,398万、23年は7,163万、24年は7,392万、そして8,054万であったわけなんですけれども、その中に占める65歳以降に障害者になった方々の医療費の割合というのはどの位なんでしょうか。いわゆる後期高齢者が始まってから、後期高齢者の医療費は本人当たり1割でありますので、かかる回数が多くても、町も県もその助成費そのものは少ないのではないかと思いますので、お尋ねします。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 御説明いたします。

平成25年度はおおむね15%ですね。24年度が16%位ですか。細かい数字、まだ過年度は出していないので、大体15から16%近くが65歳以上の方がかかっている費用でございます。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第36号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

今回の条例の一部改定の中で、条例中の法律名の改正については、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の改正に伴うものであり、問題ないと思います。

また、今まで対象外であった精神障害者福祉手帳1級を所持する方を新たに助成の対象にすることについては賛成であります。

しかし、県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正にあわせて医療費助成の対象者について、65歳を超えて重度心身障害者となった場合においては助成の対象から外すこと、また、県が平成14年に廃止した後も町単独で続けてきた入院時の食事代支給についても15歳までと限定し、15歳以上の方の支給を廃止する、このことについては反対です。

制度見直しについて、県も町も高齢化が急速に進行する中、重度医療の対象者及び助成額が年々増加し続けることにおいて、近い将来制度の維持が難しくなると説明しています。しかし、重度心身障害者の多くは多数の診療科を恒常的に受診する必要があります。そのために医療費の心配をすることなく必要な医療を受けられるように公的保障を行うことが必要です。

先ほどの質疑の中で、町が試算をした平成35年、このときの医療費の助成見込み、見直しを行わなかった場合においては1億3,000万円、今回の見直しで65歳以上を超えて障害をお持ちになった方を除いていった場合には7,400万円という試算でありました。大変な額ではありませんけれども、町が支えられないほどの額ではないと思います。また、この額は平成37年、38年

をピークに減っていく、わずかの間的重要な事業ではないかと思えます。制度維持を理由に年齢で差別し、支給に制限を設けることは社会保障の理念から外れているのではないのでしょうか。

今後高齢化が進み、対象者が増加したとしても、障害をお持ちになった方々が安心して医療を受けられるように県に復活を要望すると同時に、せめて町の助成2分の1は継続すべきと考え、今回の改正には反対とします。

議長（植原育雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第36号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第37号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第9、町長提出議案第37号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第37号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第37号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、環境衛生推進委員の廃止に伴う運営審議会委員の定数の改正及び文言の整理を行いたいので本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに概要でございますが、上里町保健センター運営審議会は、町民に密着した総合的な保健サービスを図るため設置されるもので、運営審議会の委員である環境衛生推進委員の廃止に伴う定数の改正と改正にあわせての一部の文言整理を行うものでございます。

続きまして、改正内容について御説明を申し上げます。

第6条第2項中、15人の次に「以内」を加えまして、運営審議会の委員数を15人に満たない人数で構成できるよう改めるものでございます。

また、第8条及び第10条は、文言の整理でございます。第8条中「拒否する」を「受け入れられない」に改めるもので、言葉としてわかりやすい用語を使用するための改正でございます。第10条中「きそん」を漢字表記の「毀損」に改めるもので、法令等で常用漢字を使用するため、改正をするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めておりまして、公布の日からの施行とさせていただきます。

以上で、上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第37号 上里町保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第38号 上里町健康づくり推進協議会条例について

議長（植原育雄君） 日程第10、町長提出議案第38号 上里町健康づくり推進協議会条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第38号 上里町健康づくり推進協議会条例について。

御提案申し上げました議案第38号 上里町健康づくり推進協議会条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、町民の健康の保持及び増進の推進に関する総合的な計画として、健康増進計画と食育推進計画を一体といたしました上里町健康づくり推進総合計画を策定するため、上里町健康づくり推進協議会を設置したいので本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、概要でございますが、今回策定する上里町健康づくり推進総合計画は、健康増進法に規定する市町村健康増進計画と食育基本法に規定する市町村食育推進計画を一体として推進するために定めるものでございます。

町民一人一人が豊かな人生に向かって自発的に自分の健康は自らつくり守ることを心がけて行動できるよう、町民、行政、関係団体の協働の取り組みを推進するために上里町健康づくり推進協議会を設置するものでございます。

続きまして、条文の内容について御説明申し上げます。

第1条は、設置関係で、協議会を設置するための目的について定めております。

第2条は、所掌事務関係で、協議会の所掌事務に関する規定を定めております。

第3条は、組織関係で、第1項は、委員の数に関する規定で、人数を20人以内と定めております。第2項では、委員の選出区分に関する規定を定めており、第1号から第5号までの区分からの選出となります。

第4条は、任期関係で、委員の任期に関する規定で、任期は委嘱の日から町長への答申を行った日までと定めております。

第5条は、会長及び副会長関係でございます。第1項は、会長及び副会長の選任方法に関する規定で、委員の互選と定めておりました。第2項では、会長職の職務に関する規定を、第3項では、副会長職の職務に関する規定をおのこの定めております。

第6条は、会議関係で、第1項は、会議の招集に関する規定で、第2項は、会議における議長に関する規定、第3項は、会議の定足数に関する規定、第4項は、会議の議決に関する規定、第5項は、会議への関係者の出席及び意見聴取に関する規定を定めております。

第7条は、庶務関係で、協議会の庶務に関する規定を定めております。

第8条は、委任関係で、本条例の委任に関する規定で、会長が協議会に諮って委任事項を定めることとしております。

附則につきましては、第1項は、施行期日を公布の日としております。

第2項は、本条例の制定に伴い、上里町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に

関する条例の一部を改正する規定でございまして、健康づくり推進協議会委員の日額報酬を別表に定める内容の改正となっております。

以上で、上里町健康づくり推進協議会条例の制定の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 11番の沓澤です。

第3条の協議会は委員20人以内で組織するというところの構成で、昨日、全員協議会で配られたものは20人以内の内訳、委員の選出区分の人数が示されているわけですがけれども、一般公募がわずかに2名ということです。地域団体の代表者が、一般質問でもありましたように同じ方が全ての協議会に代表、代表で出られてくるわけでありましてけれども、やはり一般公募、積極的にこの問題なら参加したいという方を募っていく努力が必要ではないかなというふうに思います。その点についてお聞きしたいわけなんです。

それとスケジュールも示されておりまして、全体で4回、これだけの重要な協議が行われていくようではありますが、私もいろいろな協議会に参加した場合に、もう1回目からきれいな資料が出されると何も意見が言えなくて終わってしまうことが往々にしてあるように思います。その進め方として、やはり1回目は、この問題を、何も出さずにどういうふうに町としてつくっていったらいいかという委員さんから積極的な意見を伺った上で、何らかの提示をしていくような形にしないと、もう町が示したものがずっといつも決まっていくというのは何のための協議会なのかわからないんじゃないかなというふうに懸念します。せっかく作るのであれば、参加された皆さんの声が反映されるようなものにしてほしいなというふうに思っているところです。

それと誰もが健康で暮らしたいという願いを持っていますけれども、病気になった人が肩身が狭くなるような、そういう方向性が強調されることがないような条例というのでしょうか、計画づくりであるとか、自己責任で、いわゆる病気になってしまった方が責めを負うようなことのないような内容の計画を是非、作っていただきたいなというふうに思っているところなんです、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 副町長。

〔 副町長 高野正道君発言 〕

副町長（高野正道君） 今回、条例の中で推進協議会の委員ということで20名を予定しているところでございます。その中の選出区分としては本庄の保健所所長さんですとか、医師会、歯科医師会というような医療機関の代表の方とか、町の健・体とか関係機関ということで、いろいろな役職の方も願います予定でございますけれども、その中に今回は一般公募ということで2名の方をこの協議会のほうに応募をいただいて御意見を伺うというような形をとらせていただきます。

特に今回の推進協議会については、先日の全協でもお話があったと思いますけれども、学識ということで、大学の日本女子大と東都医療大学ということで、専門的な学識の立場から広く健康増進についてのいろいろな御意見を伺うということでございますので、そういうような形の構成を考えているところでございます。

一般公募が2名ということで少ないのではないかなというようなことでございますけれども、一般的にこういう協議会をつくる中ではいろいろな関係者の意見を聞くということが各役職の代表の方ということでございますから、ある面ではいいのかなというように考えているところでございます。また、この計画については、パブリックコメントということで、広く皆さんから意見を聞く機会も設けておりますので、そういう中で町民の方の幅広い御意見をこの協議会の中に反映をさせて計画づくりに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

今回の健康増進計画については、自らの健康は自ら守り、自ら行うということがメインでございますけれども、やはり私どもを含めまして一人一人のことを考えまして、いろいろな価値観はあると思いますけれども、やはり健康が第一でございます。その健康を守るのはいろいろな施策が必要でございますけれども、基本的には一人一人の自覚を促し、そしてその方が町の計画に沿って進めていただくことが、最良ではないかというふうに考えているところでございます。

当然、今御意見がございましたように病気になったことが悪いとか、病気になること自体が問題あるということではございませんので、そういう面で広く健康づくりを町民の方一人一人に御理解をしていただいて、自ら努力をしていただき、そしてまた町全体としても高めていくというような、そういう町づくりの基本施策として、この増進計画を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

それと策定のスケジュールということで26年度と27年度ということで予定しているところでございますけれども、26年度については町民アンケート調査、また、いろいろな町民の方へのインタビューですとか、そういうものをやりまして、27年度については計画の素案を作ったりワークショップを行ったりして策定をするということでございます。

御意見の中で、余りがっちり固めたものを最初から出すのはどうなんだろうというような

な御意見もございましたけれども、この協議会の中でも、当然アンケート結果については御説明をさせていただいて、また、町の考え方をまずお示しして、その中で皆さんから御意見を聞く中で計画を素案という形でまとめていくというような形で今回、協議会の運営については考えているところでございます。

ちょっと訂正をさせていただきますけれども、推進協議会の委員のメンバーの中に学識経験者として日本女子大学と言いましたけれども、日本女子体育大学の講師を予定しているところでございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤 崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 5番、齊藤です。

この健康づくり推進協議会の概要の中に、目的というのは言わずとわかるわけなんですけれども、健康増進法に規定する市町村健康増進計画と、次に食育基本法に規定する市町村食育推進計画という文言があります。これでメンバー構成、これは予定でしょうけれども、今、副町長のほうからの説明でいきますと、食に関するような知識のある方がちょっと漏れているような気がするんですけれども、この辺について、 番の町内医師・歯科医師・薬剤師等はわかります。それから、 番の本庄保健所所長ですか、こういうのはわかるんですけれども、このメンバー的な概要を見ますと、そういった食に関する専門的な、プロフェッショナル的な人材がちょっと漏れているかなというふうな気がするんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 説明いたします。

食に関係しては、町に食生活改善推進協議会がございまして、その会長さんに加入していただきます。また、食と運動という形で、日本女子体育大学の先生に講師をしていただいて、食育についても推進していくという考えであります。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番、仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

3番（仲井静子君） 3番、仲井静子です。

先ほどの食育に関する委員がないということなんですけれども、栄養士とか管理栄養士とか、そういう方が入っているのかということを確認したいと思います。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 説明いたします。

栄養士、それから、管理栄養士につきまして、事務局のほうで対応していきたいと思っています。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第38号 上里町健康づくり推進協議会条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前9時55分休憩

午前10時5分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 町長提出議案第39号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第3号）について

議長（植原育雄君） 日程第11、町長提出議案第39号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第39号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第3号）。

御提案申し上げました議案第39号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成26年度上里町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,889万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億6,028万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款14国庫支出金は1,284万8,000円の増額補正で、主な内容は民生費国庫補助金の保育緊急確保事業費補助金や衛生費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金、これは今年2月大雪で被害を受けた農業用施設の環境省補助の活用による補助金でございます。

款15の県支出金は1,085万1,000円の増額補正で、主な内容は民生費県補助金の民間保育所職員処遇改善費補助金、労働費県補助金の緊急雇用創出基金事業補助金と、農林水産業費県補助金の野菜産地強化整備支援事業補助金等の増額、地域子育て支援拠点事業費補助金、一時預かり事業費補助金などの減額となっております。

款18繰入金金は1億1,563万4,000円の減額補正で、財政調整基金繰入金金の減額と介護保険給付費等の確定による介護保険特別会計繰入金金の増額となっております。

款19繰越金は2億7,064万2,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款20諸収入は18万7,000円の増額補正で、農地中間管理事業推進事業実施に係る農地中間管理機構からの交付金でございます。

歳入合計では、現予算に対しまして1億7,889万4,000円を追加し、94億6,028万3,000円とするものでございます。

次に、3ページから4ページの歳出ですが、議会費から教育費までの各項目にわたり人事異動等による職員の給与の補正、児玉郡市広域市町村圏組合負担金や事業費の補正となっております。

款1 議会費は26万8,000円の増額補正で、給与費の増額でございます。

款2 総務費は1億8,270万3,000円の増額補正で、主な内容は給与費、下水道事業会計への出資、減債基金積立金、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、徴収事業の還付金、庁舎管理事業の修繕料、ワープ上里の Horizont 幕の修繕等の増額、児玉郡市広域市町村圏組合負担金の事務費及び交際費などの減額となっております。

款3 民生費は6,532万7,000円の減額補正で、主な内容は国・県支出金の確定に伴う国民健康保険特別会計繰出金の減額、給与費特別支援学校放課後児童対策事業費及び運営費補助金、民

間保育所職員処遇改善費補助金、中央長幡保育園改築事業の仮設園舎附帯工事や備品購入費などの増額となっております。

款4の衛生費は730万8,000円の増額補正で、主な内容は給与費の減額、日常生活等実態調査業務委託、新型インフルエンザ等対策行動計画策定業務委託料、保健センター内診察室等の修繕料、災害廃棄物収集運搬処理委託などの増額、これは歳入で御説明を申し上げました2月の大雪の被害を受けた農林水産省補助の対象外となります借地耕作農家への支援ということで、環境省分の委託の事業でございます。児玉郡市広域市町村圏組合負担金斎場分及び清掃施設分の減額となっております。

款5の農林水産業費は883万4,000円の増額補正で、主な内容は給与費、農地台帳システム整備事業委託、野菜産地強化整備支援事業補助金などの増額となっております。

款6の商工費は1万3,000円の増額補正で、給与費の増額となっております。

款7土木費は1,735万6,000円の増額補正で、主な内容は給与費、上里サービスエリア周辺地区地区計画案作成業務委託、市街地雨水排水対策検討業務委託、神保原駅南自由通路詳細調査、下水道経営健全化事業などの増額となっております。

款8消防費は770万7,000円の増額補正で、主な内容は児玉郡市広域市町村圏組合負担金消防分消火栓新設工事負担金、テレ玉市町村データ放送サービス利用料、災害対策用材料費等の増額となっております。

款9教育費は2,003万2,000円の増額補正で、主な内容は給与費、小中学校への防犯設備設置工事や浄化槽などの営繕工事、公民館のスロープ手すり設置工事、落雷による町民体育館多目的スポーツホールの消防設備修繕等の増額、上里中学校、上里北中学校の警備補助員賃金の減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し1億7,889万4,000円を追加して、94億6,028万3,000円とするものでございます。

以上が一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長よりお手元の補正予算の一覧で説明をさせていただきます。

議長（植原育雄君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について総合政策課長 片岡浩一君補足説明〕

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 長い資料の2ページでありますけれども、補助金を受けて、上里町コールセンター業入職促進という事業を引き続き27年1月以降も行っていくということでありましてけれども、この事業を始めたことによる効果はどのようにあらわれているんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

あと放課後児童クラブ開所時間延長支援事業費の補助金でありますけれども、民間3園ある中で1園のみの補助となっているようであります。補助の内容、県のほうからは16万円で支出のほうは48万円となっていますけれども、その内容についてお尋ねしたいと思います。

また、地域子育て支援拠点事業費と一時預かり事業が減額になって、補助率の変更等の説明がありましたけれども、補助率の変更はどうであったものがどうなったのかというところを教えてくださいたいと思います。

一時預かり事業においては実績が予定を下回ったということでありましてけれども、今まで一時預かりの希望者が非常に多かったわけですがけれども、何でそういうふうになっているのかなと疑問に思いますので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

また、民間4園に職員の処遇改善費、民間の保育士の賃金は大変きつい仕事でありながら本当に安いわけでありまして、どの程度、この補助が職員の賃金に全て使えるような補助となっているのかどうか、内容を確認したいというふうに思います。

それから、教育費のところでは伺いますが、小学校のほうの防犯設備工事は残った学校についてはどういう計画で進めていく考えなのか、お尋ねしたいと思います。

それと戻りますけれども、2ページの総合政策課のところの公共用地取得管理事業の積立金でありますけれども、新たに積んでいくための目的があると思いますので、目的についてお尋ねしたいと思います。

議長（植原育雄君） 税務課長。

〔 税務課長 中島 勇君発言 〕

税務課長（中島 勇君） お尋ねのありましたコールセンターの事業に係る効果ということでございますけれども、滞納者に対する督促あるいは催告といったものにつきましては、各種のやり方がございます。議会からも新たな滞納が発生した段階でどんどん処分なり、あるいは交渉なりをなささいということで、催告機会、あるいは接触機会の増大ということでコールセンター事業をとらえております。

平成25年度分の数字しか今ございませんので、それを申し上げますと、4,742件の未納の件数に対して2,012件の通電がございました。この結果として、では幾ら収納があったかという

ことになりますと、先ほど言いましたように督促状ですとか、あるいは催告状ですとか、来庁要請ですとか、そういったそれぞれのいろいろな手段を使っておりますので、具体的にコールセンターをしたから幾ら収納があったというのは、なかなか数字として上げるのは難しいという状況でございます。

以上です。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の御質問に御説明をいたします。

まず、放課後児童クラブ開所時間延長支援事業補助金の内容でございますけれども、延長時間手当のものでございまして、18時30分以降に従事いたします4名の職員の方に対しまして、1万円ずつ、それを12月ということで増額補正をしたものでございます。

次に、歳入の欄のほうでございます地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業の補助率の関係でございますけれども、従前、県補助金をそれぞれ2分の1ずつといたしておりましたが、国庫補助金がつきましたので、国の補助金が3分の1、したがって県の補助金は2分の1から3分の1ということで変更しているということでございます。

続きまして、法人立保育所等運営助成事業の中の民間保育所職員処遇改善費補助金でございますが、内容でございますけれども、園の定員などに応じましてそれぞれ4園に対して補助を行うものでございまして、崩美保育園が210万9,000円、ひまわり保育園が240万3,000円、安盛保育園が248万円、最後、めぐみ保育園が153万9,000円となっております。こちらの算定につきましては、収容可能な園児数ですとか保育士の経験年数等により、それぞれ入所している児童に対する単価と申しますか、事業費単価ですとか、そういったものが異なってまいりますので、そういった形で全て計算をしてそれぞれ4園に対して算出をしたということでございます。

最後、総合政策課財政係の公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金の6,080万円の積み立ての目的でございますけれども、こちらは今後保育園の改築といった公共施設の整備の必要性ですとか、また、こちらの補助金に今後施設の整備に当たっていると老朽化している設備に対して維持管理費が増大していくだろう、そういったことを見込みまして、このたび増額補正により基金に積み立てを行ったというところでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 谷木章二君発言〕

学校教育課長（谷木章二君） それでは、防犯カメラ設置工事でございます。9月補正につきましては、神保原小学校、上里東小学校の2校に設置をするものでございます。残りの小学

校が出てくるわけでございますけれども、順次計画的に考えております。来年度を予定しているということでございます。

以上です。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 御回答を1つ、説明を漏らしたようでございますので、追加で御説明いたします。

放課後児童クラブの開所時間延長支援事業費補助金についてでございますが、風の子クラブ以外の児童クラブについては検討中である、そのためということでございます。当初予算のときには話がなかったということのようでございます。

また、先ほど御質問がありました一時預かり事業につきましては、ただいま確認をしておりますので、ちょっとお時間をいただければと思います。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

保育園のところで再度お尋ねしたいのですけれども、1回目の報告のときにも大変詳しく説明していただいて、民間4園に関しては職員と児童数に応じて配分をしているという、配分内容はよくわかりました。私は、この配分された金額が、職員の処遇改善のためという名目でありますので、職員の賃金に漏れなく使ってもらえるようにという内容で各4園に配分されるのかどうか、そのことをお尋ねしておきたいと思うわけなんです。補助金が増額になって、園児のために使ってもらえるのも非常にありがたいことなんですけれども、今回は職員の処遇改善というふうになっておりますので、そのための使い方になるのかどうかを確認したいんです。

それと民間の学童保育所でありますけれども、風の子さんだけが6時半以降も保育を行うということで対象になったということでもあります。4名に1万円掛ける12カ月ということでもありますので、今回の補正で4月に遡って支出するということで確認していいのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の御質問に対しまして御説明いたします。

処遇改善事業補助金につきましては、おっしゃるとおり処遇改善という名目でございますけれども、こちらはただいま確認をしておりますのでお時間をいただければと思います。

また、放課後児童クラブの延長支援事業費補助金につきましても、計算上は4人の1万円、12カ月ということですが、事務の執行上、遡ってという形をとるのかどうかにつきましても担当者に確認をさせていただければと思います。

議長（植原育雄君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 子育て共生課の関連の民間保育所の職員の処遇改善費の補助金ということで853万1,000円ということで、県の補助事業を活用いたしまして今回予算化をしたわけですが、基本的には町内の法人立の職員さんの数に応じて、先ほど課長のほうからお話しした金額を各園のほうに交付していくということですが、そしてこれについては各園の職員さんの賃金として配分されていくというふうに考えているところでございます。

議長（植原育雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時58分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） お時間をいただきまして大変申し訳ございませんでした。

放課後児童クラブ開所時間延長支援事業費補助金につきましては、既に風の子クラブ自体はその従事者に対して延長時間の手当というものを支払いしているわけですが、このたび補助金がついたということで、こちらは町のほうから園に対して補助金を支出する、そういったことになるものでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第39号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 0 分休憩

午前 11 時 10 分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 12 町長提出議案第 40 号 平成 26 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算  
（第 1 号）について

議長（植原育雄君） 日程第 12、町長提出議案第 40 号 平成 26 年度上里町国民健康保険特別  
会計補正予算（第 1 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第 40 号 平成 26 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1  
号）。

御提案申し上げました議案第 40 号 平成 26 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1  
号）について御説明申し上げます。

平成 26 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによりま  
す。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,647 万 6,000  
円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34 億 9,382 万 5,000 円とするものでござい  
ます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の  
金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の 2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入についてでございますが、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金と項 2 国庫補助金でありま  
すが、前期高齢者交付金や後期高齢者支援金、介護納付金の額の確定に伴い、療養給付費負担  
金、介護納付金負担金、後期高齢者支援金負担金に変更が生じたもので、6,020 万 1,000 円の減

額補正でございます。

続きまして、款5前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者交付金の額の確定に伴い、1億7,457万円の補正でございます。

続きまして、款6県支出金、項2県補助金につきましても、前期高齢者交付金等の額が確定したことにより普通調整交付金の見直しが生じ、926万2,000円の減額補正でございます。

続きまして、款9繰入金につきましては、8,412万6,000円の減額補正であります。

続きまして、款10繰越金につきましては、平成25年度の療養給付費及び退職者医療療養給付費の額が確定され、返還が生じたため、4,549万5,000円の補正でございます。

以上、歳入合計につきましては、6,647万6,000円を追加し、予算総額を34億9,382万5,000円とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費については、人事異動に伴う一般管理給与費の増額等により、また、国保の制度改正で、平成27年1月1日より、70歳未満の高額療養費の自己負担限度額が、今までは所得により3区分だったものが5区分に見直されることによるシステム改修費で、合計で76万6,000円の補正でございます。

款3後期高齢者支援金等、款4前期高齢者納付金等、款5老人保健拠出金及び款6介護納付金につきましては、平成26年度の額の確定に伴う補正でございます。

款10諸支出金につきましては、平成25年度の退職者医療療養給付費交付金の返還金194万円と、同じく平成25年度の国保療養給付費等負担金の返還金4,357万8,000円で、合計で4,551万8,000円の補正でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳入同様6,647万6,000円を追加し、予算総額を34億9,382万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第40号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。慎重審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） この5ページのところでお尋ねしたいのですが、一般管理費の委託料の国保システム改修委託料であります。何歳以上という、そこをちょっと聞き漏らしたのと、所得に応じて3区分が5区分に変更するという、その区分変更の内容について、

もう少し詳しく御説明ください。

議長（植原育雄君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 説明いたします。

今回、来年1月1日から70歳未満の方の高額療養費の負担限度額が変更になります。現行では上位所得者、それから、一般所得者、低所得者という形で分かれていたものを、今回5区分に変更します。

特に上位所得者の方の負担限度額、今まで15万円プラス医療費から50万円を引いた1%が負担限度額という形になってございましたが、それが2区分に変更になります。旧ただし書き所得で901万円を超えた方については、25万2,600円プラス医療費から84万2,000円を引いた1%が負担限度額となります。それから、600万から901万円以下の方につきましては、16万7,400円プラス医療費から55万8,000円を引いた1%が負担限度額となります。

それから、一般所得者の関係がやはり2区分に変更になります。所得で210万円から600万円以下の方は、今までどおり8万100円プラス医療費から26万7,000円掛ける1%になってございます。210万円以下の方が5万7,600円という形で減額になってございます。

低所得者の方については、変更ないということです。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第40号 平成26年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第41号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算  
（第1号）について

議長（植原育雄君） 日程第13、町長提出議案第41号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第41号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

御提案申し上げました議案第41号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,994万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,866万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページですが、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款1 介護保険料及び款2 国庫支出金については、一般管理費及び包括的支援事業任意事業給与費の増額補正に伴い、それぞれ1万3,000円と2万4,000円の増額でございます。

款3 支払基金交付金については、平成25年度の支払基金介護給付費交付金の額が3億9,476万1,458円に確定したため、234万6,000円の補正でございます。

款4 県支出金及び款5 繰入金については、一般管理費及び包括的支援事業任意事業給与費の増額補正に伴い、それぞれ1万3,000円と8万6,000円の増額でございます。

款6 繰越金、項1 繰越金は、平成25年度の繰越金が2,894万2,474円に確定したため、1,746万円の補正でございます。

以上、歳入合計につきましては、1,994万2,000円を追加し、予算総額を15億6,866万3,000円とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款1 総務費、項1 総務管理費につきましては、一般管理給与費7万4,000円の増額であります。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費につきましては、介護予防給与費2,000円、項2 包括的支援事業任意事業費につきましては、包括支援事業任意事業給与費6万円の増額ござ

います。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金につきましては、前年度の介護給付費における負担金等の精算に伴う国等への返還金1,123万9,000円、項2 繰出金につきましては、一般会計に対する前年度の介護給付費の精算等に伴う町への返還金で856万7,000円となります。諸支出金の補正額は合わせて1,980万6,000円であります。

以上、歳出合計につきましては、歳入同様1,994万2,000円を追加し、予算総額を15億6,866万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第41号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。慎重審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第41号 平成26年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第42号 平成26年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（植原育雄君） 日程第14、町長提出議案第42号 平成26年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第42号 平成26年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）。

御提案申し上げました議案第42号 平成26年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、消火栓設置に係る収益的収入及び支出に関する補正を行うものでございます。

第1条 平成26年度上里町水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによるものでございます。

第2条 平成26年度上里町水道事業会計第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入ですが、1款事業収益を既決予定額に対しまして94万2,000円を増額し、13億6,790万2,000円にいたします。第1項営業収益の増額でございます。

次に、支出ですが、第1款事業費を既決予定額に対しまして94万2,000円を増額し、5億3,548万4,000円といたします。第1項営業費用を増額するものでございます。

次のページからが補正予算（第1号）に関する説明書及び附属資料となっております。

1ページは実施計画となりますが、詳細を6ページの説明書に記載してありますので、そちらで説明させていただきます。

2ページ、3ページは、予定キャッシュフロー計算書となっております。実際のお金の流れで事業の実態をあらわす財務表でございます。

4ページ、5ページは、予定貸借対照表で、年度末の予定財政状況を表示しております。

6ページをお願いいたします。

6ページの説明書でございます。収益的収入及び支出の収入ですが、目2受益工事収益を94万2,000円増額し、225万8,000円とするものでございます。消火栓設置に対して町から工事を受託するものでございます。

支出は、目3受託工事費、節20工事請負費94万2,000円増額するもので、収入額と同額を消火栓設置工事費として支払うものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第42号 平成26年度上里町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第43号 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算  
（第1号）について

議長（植原育雄君） 日程第15、町長提出議案第43号 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第43号 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）。

御提案申しあげました議案第43号 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

今回の補正予算は、当初予算で見積もった本年度に支払う企業債償還金の総額が増額となることに伴い、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出に関する補正を行うものでございます。

第1条 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条 平成26年度上里町下水道事業会計第3条に定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款事業収益を既決予定額に対しまして273万7,000円を増額し、2億1,800万1,000円にいたします。第2項営業外収益の増額でございます。

次に、支出ですが、第1款事業費を既決予定額に対しまして148万8,000円を減額し、2億2,706万8,000円といたします。第2項営業外費用を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3条でございます。予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,431万7,000円を6,854万1,000円に、当年度損益勘定留保資金6,247万3,000円を6,669

万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款資本的収入を既決予定額に対しまして1,019万7,000円を増額し2億3,263万1,000円といたします。第4項出資金を増額するものでございます。

支出でございます。第1款資本的支出を既決予定額に対しまして1,442万1,000円を増額し、3億117万2,000円といたします。第2項企業債償還金を増額する補正でございます。

次のページからが補正予算(第1号)に関する説明書及び附属資料となっております。

1ページは実施計画となりますが、詳細につきましては6ページの説明書に記載してありますので、そちらで説明をさせていただきます。

2ページ、3ページは、予定キャッシュフロー計算書となっております。実際のお金の流れで事業の実態をあらわす財務表でございます。

4ページ、5ページは予定貸借対照表で、年度末の予定財政状態を表示しております。

6ページをお願いいたします。

説明書でございます。

収益的収入及び支出の収入ですが、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目2他会計補助金を273万7,000円増額し、1億1,169万5,000円とするものでございます。

一般会計から繰出基準に基づく算定により補助金が増額となるもので、詳細は記載のとおりでございます。

支出は、款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払い利息及び企業債取扱諸費を148万8,000円減額し、5,028万3,000円とするものでございます。当年度に償還する元金の増額に伴い、支払うべき利子が減額となるものでございます。

資本的収入及び支出の収入ですが、款1資本的収入、項4出資金、目1出資金を1,019万7,000円増額し、1,156万2,000円とするものでございます。企業債償還金元金の増額に伴い、出資金により補填するものでございます。

支出は、款1資本的支出、項2企業債償還金、目1企業債元金償還金を1,442万1,000円増額し、7,461万4,000円とするものでございます。本年度に償還する元金の支払いに不足が生じることに伴って補正をするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(植原育雄君) これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第43号 平成26年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件  
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（植原育雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時40分散会